



Vol.208

トクちゃん新聞

8月号

眼圧下げる目薬で
まつ毛が伸びました

令和7年8月22日発行

株式会社繁盛会計
徳野会計事務所

〒530-0054

大阪市北区南森町1-4-19

サウスホレストビル9階

tel: 06-6809-2205

fax: 06-6809-2206

URL: <https://www.ft-tax.com/>mail: info@ft-tax.com

◆ 最低賃金 63円アップ

徳野



先日、最低賃金アップは63円と決まったとのことでした。大阪の場合現行1,114円ですので、**1,177円**となる見込。仮に所定労働時間が160時間であれば、**188,320円が月給の最低ライン**となります。最低賃金で雇用していた方1名について、社会保険の会社負担15%加味して考えると、**年間139,000円ほどのコスト増**となります。さらに、改正されはしましたが「年収の壁」がなくなったわけではないので、**働いていい時間数は減少。人件費増に加えて人手不足はますます加速**。バイトで成立していた店舗運営はより厳しくなり、営業時間の短縮や店舗閉鎖ということも出てくるのではないかと危惧します。今後2020年代中に最低賃金は全国平均1,500円を目指すとも言ってますし、物価もさらに上がると思われます。



これを機に、自社のサービスや商品の価値を根本から見直し、価格設定について柔軟に考えていく必要が出てくると思われます。小手先の価格改定ではなく、ひょっとしたらお付き合いする得意先を絞るというような、**思い切った戦略も必要となってくるかも**知れません。

弊社としましては、お客様の「サービスや商品の価値の見直し」を一緒にさせていただけたらな、と考えております。政策に翻弄されることはあっても負けることなく、粘り強く、一緒に生き残って行きましょう！



◆ 仮想通貨にも一律20%課税を。業界団体が税制改正要望を金融庁へ提出

大熊



現在、ビットコイン等の仮想通貨取引によって発生した所得は、税法上「雑所得」に分類され「**総合課税方式**」によって課税されます。（所得が大きくなるほど税率も上がる仕組み）所得税と住民税を合わせると、**最大55%**もの税率が課されることもあります。



これは諸外国と比較しても高い水準の税率であり、今後の業界成長や取引の活発化の妨げになりかねないとして2025年7月30日、仮想通貨業界団体より金融庁へ税制改正要望書が提出されました。

要望の軸は、「**申告分離方式**」による課税です。

申告分離方式の場合、所得金額の大きさの違いに関わらず **一律20%**の税率となります。（所得税15%＋住民税5%）

ほとんどの金融商品取引（株式や投資信託など）による所得については、この「**申告分離方式**」により課税されます。

しかし、仮想通貨取引による所得には「**総合課税方式**」によって課税されてしまいます。

そのため、他の金融商品と同様に「**申告分離方式**」による課税とするべき・・・という内容です。

今後の動向に注目です。続報入りしましたら、追ってお知らせいたします。

◆ 来年以降の住宅ローン控除について

細川



住宅ローン控除は、所得税などが大きく減税される制度として広く知られていますが、来年以降の**制度の延長・改正**内容は現時点で明らかになっていません。

実は**住宅ローン控除**は、基礎控除や給与所得控除のような恒久的なものではなく、数年間の期間限定措置として運用されてきました。内容はその都度見直されており、延長や改正を経て新たな制度へと生まれ変わり続けています。現行制度では、借入限度額は最大4,500万円、控除率は0.7%、最長13年間減税が受けられます。



住宅ローン控除の制度の歴史や各業界への影響を踏まえると、来年以降も継続される可能性は高いと思われますが、「住宅性能基準がより厳しくなる」など適用条件のハードルは上がることも想定されます。また、金利上昇の影響から控除率の改正が行われる可能性もあります。新たな情報が入り次第改めて制度の紹介をしたいと思います。

◆ 税務スケジュール(8月・9月)

9月1日(月)

- ・7月分 社会保険料の納付
 - ・6月決算法人 法人税・消費税の確定申告と納税
 - ・12月決算法人 法人税・消費税の予定申告と納税
 - ・9月12月3月決算法人 3カ月ごとの消費税の中間申告
 - ・個人の事業税納付(第1期分)
 - ・個人の住民税納付(第2期分)
 - ・個人事業者の消費税中間申告
- 〈振替納税の場合は9月29日(月)引落〉



9月10日(水)

- ・8月分 源泉所得税・住民税特別徴収分の納付

■ 標準報酬月額決定通知書

7月に提出した算定基礎届の決定通知書が順次お手元に届くと思います。
決定通知書により、標準報酬月額の変更が必要となる場合がございますので、ご確認よろしくお願いいたします。
9月分保険料(10月納付分)より変更となります。

小鐵



◆ 特徴住民税の納付

近年、金融機関が窓口での税金・公共料金納付の取扱いを縮小しています。
紙の納付書を窓口業務で扱う際の事務コストが主な原因との事です。

毎月の給与から天引きされている住民税(特徴住民税)の納付についても、銀行によって違いはありますが、市町村によって取扱いをやめるところが増えてきています。
ある銀行では、A市分は納付できるがB市分は納付できないなどとみなさんも不便に感じられているかと思います。実際複数の金融機関で納付しているというお話も耳にします。

そこで対策として電子納税はいかがでしょうか？eLTAXを利用した納付となります。
最初の設定は少し面倒かも知れませんが、一度設定すれば後は楽になります。
今後も窓口での取扱いをやめる銀行や対象となる市町村が増えると思われるので、この機会にぜひご検討頂ければと思います。



白川



◆ 経営支援クラウドbixid(ビサイド)特集 第一回～bixidってなに！？～



皆さん左のロゴを見たことはありますか。
左右対称でロボットと人が話をしているように見えますね。

長谷川



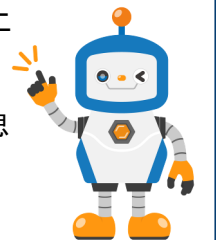
このロゴは「bixid」でビサイドと読み、山口県に本社を構える(株)YKプランニングさんというシステム開発会社がリリースしているクラウドソフトを表しています。

弊社ではお客様のデータ確認にAI監査を活用しておりますが、このAI監査システムを開発したのが(株)YKプランニングさんであり、そのAI監査システムの最新バージョンがbixidというわけです。

AIを会計に取り入れてお客様の経営支援に役立てたい。見やすい資料で経営者の判断を支えたい。そんな思いの元開発されたbixidをもっと皆さんに知って頂くため特集を組みました。

8月号から全10回に分けてbixidをご紹介します。次回は～bixidってなにができるの！？～です。

※bixid・bixidロゴ・bi-bolは、株式会社YKプランニングさんの商標または登録商標です。



◆ スタッフよい

最近、積み重なるタスクに忙殺されることが多く仕事の進め方について考えています。

大熊



自分の場合、タスクへ取りかかっている最中に「そういえば…」「あれやっという方が良いかも？」と、全然別のことが思い浮かぶケースが多いです。
過去には、これらのアイデアに助けられることも多々ありました。
なので、そのまま頭の中に置いておくのがなんとなく不安でタスクを一時中断し、横道へ逸れ始めたが最後。
おざなりになったタスクが山積み…



情報収集・戦略立案・タスク実行。
これらのフェーズを意識的に分けて回してみようと思います。

◆ クイズ

北村



夏真っ盛りですが、確定申告についてのクイズです。

(質問)医療費控除の薬代は、病院や調剤薬局でもらった薬代のみ対象になる

(答)答えはNOです。

ドラッグストアなどで購入する市販薬も、医療費控除の対象になるものがあります。

風邪薬や、胃薬、鎮痛薬等、対象となる市販薬を購入された時はレシートに印(☆や◎など)がついていますので、レシートを保管しておいて下さい。

